

近江八幡市投票区再編（案）に係るパブリックコメント（意見公募）の結果について

平成28年1月19日（火）から平成28年2月16日（火）までの間、投票区再編（案）に対する意見募集を行いました。

このたび、いただいたご意見と、それに対する回答（近江八幡市投票区再編検討委員会の考え方）をまとめましたので、公表いたします。

貴重なご意見をいただきありがとうございました。

1 意見募集期間 平成28年1月19日（火）から平成28年2月16日（火）まで

2 意見提出者数 25名

3 意見件数 計61件

① 八幡学区における投票区に対するご意見	9件
② 岡山学区における投票区に対するご意見	19件
③ 金田学区における投票区に対するご意見	1件
④ 北里学区における投票区に対するご意見	1件
⑤ 老蘇学区における投票区に対するご意見	3件
⑥ 再編（案）そのものに対するご意見	24件
⑦ パブリックコメントそのものに対するご意見	4件

4 基本的な考え方

（1）なぜ再編を検討するのか

選挙権は、基本的な権利で、選挙は、最も重要な政治参加の機会であるとともに民主主義の根幹をなすものであるといわれています。

その政治参加をさらに進めるには、有権者の皆さんから投票に行きやすい環境を整えることが求められています。

そのため、公職選挙法の改正により期日前投票制度の創設、投票時間の延長等、投票しやすい環境づくりが進められてきましたが、他方、宅地開発等による市街地の様相の変化や、市民の行動範囲とそのパターンも変化し、それらに見合った投票区の再編が必要となってきました。

近江八幡市では、合併後も旧市町の体制を引き継いで選挙の管理執行を行ってきたため、投票区ごとの有権者数や近接する投票所間の距離などにばらつきがあり、有権者数の規模や投票所の配置のバランスが取れていない状況です。（この段落は、次の段落の後にあったものを前に持ってきました。）

また、投票所施設については、老朽化が進む施設やバリアフリーに対応できていない施

設、狭隘で駐車場の無い施設もあり、投票所施設の条件として有権者にとって投票しやすい環境とはいえない状況です。

さらに、投票時間が長時間にわたることから、投票管理者や投票立会人の選任が容易ではなく、定員適正化計画に基づく職員数も減少する中で投票事務従事者の確保も難しくなっているのが現状です。

このように、行財政改革により職員数が減少し必要な事務従事者の確保が困難になってきていることや、選挙執行経費に対して交付される交付金が削減されるなど一層の経費削減が求められていることから、投票しやすい環境を整えることを含め、投票区の再編による選挙事務の適正化は喫緊の課題となっています。

また一方で、日本国内全体として人口減少時代に入っており、本市においても例外ではありません。このような時代において、投票所数を増やすことは時代にそぐわず、無理があります。むしろ、今後想定される、より厳しい人口減少時代に備えて、投票所施設の数等の合理化を図っていかねばならないものと考えております。

以上の背景から、このたび投票区の再編を検討することとしたところです。

(2) どのような基準で投票区を検討するのか

投票区の設置を検討するにあたっては、大きく次の4点を基準としています。

- ① 1投票区の規模（有権者数）は、2,000人以内を目標とする。
- ② 投票所の選定に際しては、公共施設、公共的施設を優先する。
- ③ 投票所から選挙人の住所までの道程は徒歩圏内を目標とし、地域コミュニティ、小学校区等、地域のつながりも考慮する。
- ④ 1投票区の設定に際しては、国道等広幅員の道路・鉄道・大規模橋梁等で分断されることのないよう区割りする。ただし、児童・生徒の通学路、あるいは生活道路の整備により、日常的に生活圏として往来されている道路等を除外できるものとする。

しかしながら、集落分布や人口密度、地形等が市内全域で同じであるはずもなく、どの投票区においても必ず規模を2,000人以内とすることや、どの投票所においても距離を均一化するという事は、現実的・物理的に不可能です。それらの場合は、規模については2,000人以上とすることも可とし、距離についても移動可能な距離であれば可とするなど、適宜判断することとします。

また、これまでの選挙の実情といたしまして、有権者の内かなりの方々が自家用車を利用して投票所へ訪れているのも事実です。このことから、投票所において駐車場が一定規模確保できるか否かという部分を重要視することとしました。

5 再検討事項

いただいたご意見を参考に、投票区再編検討委員会として再度検討した結果、次のとおりとし、選挙管理委員会へ報告することといたします。

- ① 第5区自治会について、投票所の候補施設として「八幡子どもセンター」としていましたが、相対的に「八幡コミュニティセンター」の方が近く合理性があると判断し、投票区を修正します。
- ② 第13区自治会の内、宇津呂町について、宇津呂町内に「八幡コミュニティセンター」があるため、同投票区を修正します。
- ③ 「船木自治ハウス」について、施設の広さ、駐車場、バリアフリー等の観点から「岡山土地改良区」の施設と相違ないため、「船木自治ハウス」を投票所として残し、「岡山土地改良区」を投票所とする投票区については修正します。
- ④ 「八幡子どもセンター」と「近江八幡市民アリーナ」は近接していることから、全体の均衡を鑑みて「近江八幡市民アリーナ」に統合するよう修正し、投票区ごとの均衡を図るため、「八幡コミュニティセンター」を投票所とする投票区について修正します。
- ⑤ 近江八幡駅前自治会（JR線北側）について、「近江八幡駅前自治会館」が投票施設としては駐車場や施設に至るまでの町内道路が狭いこと、また、近くに代替となる公共施設が無いことから、「近江八幡市役所」に統合するよう修正します。

6 提出された意見と回答（検討委員会の考え方）

<別紙のとおり>

① 八幡学区における投票区に対するご意見		
No.	ご意見	回答(検討委員会の考え)
1	第5区の住民は八幡子どもセンターまで投票に行くこととなっているが、八幡コミュニティセンターの方が近い。地理的に八幡コミュニティセンターを通り越して八幡子どもセンターまで行かなければならないことになるが、合理性がないのではないかと。 同意見 他2件	ご意見を踏まえ、八幡コミュニティセンターを投票所とする区域については見直すことといたします。
2	再編案によれば、第9区や10区、第11区等の住民は、交通量の多い小幡町通りを横断して八幡コミュニティセンターまで行かねばならず、高齢者にとって危険である。また、多くの世帯にとって投票所が遠くなる。 同意見 他1件	選挙時に限らず安全対策に際限はありませんが、交通量の多い大きな道路を横断する場合は信号や横断歩道等をご活用いただき、交通安全に十分お気を付けいただきますようお願いいたします。
3	第16区及び第17区から近江八幡市民アリーナ投票所は遠いため、投票率低下につながらないかと懸念する。	投票率低下を懸念するご意見については、確かに投票所までの距離や交通の利便性等の影響が全くないとは言いきれませんが、投票は一人ひとりの意思表示の場であり、その重要性をご理解いただき投票にお越しいただきたいと考えます。
4	自治会長等地元の者が投票立会人として投票の立会をしなければならないが、その際、近江八幡市民アリーナはエアコンもなく、真夏や真冬の選挙は特に大変であるので何とかならないかと。	ご意見のとおり市民アリーナは体育館であるため、夏又は冬の選挙ではご不便をおかけする状況となりますが、投票管理者や投票立会人の方にてできる限り快適にお過ごしいただけるようストーブヤスポットクーラー、扇風機等の対応をさせていただきますので、ご理解ご協力をお願いします。
6	再編案では、宇津呂町の住民はひまわり館まで投票に行くこととなっているが、一方で八幡コミュニティセンターが投票所として設定されている。八幡コミュニティセンターは宇津呂町内に立地しているにもかかわらず、より遠方の土田町に立地しているひまわり館へ行くこととなっているので、再度検討してほしい。	ご意見を踏まえ、八幡コミュニティセンターを投票所とする区域については見直すことといたします。
7	八幡子どもセンターと市民アリーナは近く、投票区の均衡がとれていないのではないかと。市民アリーナに統合しても良いのではないかと。	ご意見を踏まえ、八幡子どもセンター及び市民アリーナを投票所とする区域については見直すことといたします。
② 岡山学区における投票区に対するご意見		
No.	ご意見	回答(検討委員会の考え)
1	岡山学区東部地域の投票所案が岡山土地改良区となっているが、有権者数が約1,000人増加することとなり相当な混雑が予想される。また、選挙権年齢が18歳以上となり、更に有権者が増えることから、煩わしさや混雑を嫌っての棄権者が続出し投票率が低下することが心配される。 同意見 他2件	ご意見を踏まえ、岡山土地改良区を投票所とする区域については見直すことといたします。 また、投票率の低下を心配するご意見については、確かに投票所までの距離や交通の利便性等の影響が全くないとは言いきれませんが、投票は一人ひとりの意思表示の場であり、その重要性をご理解いただき投票にお越しいただきたいと考えます。
2	岡山土地改良区の駐車場は狭く、出入口に制限があり、自家用車や自転車、バイク、徒歩で来られる方々の安全確保の面で大きな問題がある。事故が発生することを危惧する。事故防止の為にガードマンを配置することになれば、無用な出費となる。 同意見 他3件	ご意見を踏まえ、岡山土地改良区を投票所とする区域については見直すことといたします。 なお、確かに駐車場対応が必要であり職員の配置が困難である場合は、ガードマンの配置も検討することとなります。その場合、ご意見のとおり費用は増えることとなりますが、現状として人員確保に苦慮しており、この費用の増大についてはやむを得ないと考えます。
3	1投票区の規模(有権者数)の目標を2,000人以内とされているが、再編案では岡山学区の2投票所(岡山ふれあいセンター、岡山土地改良区)のいずれも超過しており、設置基準目標から逸脱している。 同意見 他1件	1投票区の規模(有権者数)については、あくまで目安であり、地域によって人口密度も異なるため、必ずしも2,000人以内とするものではありません。従前の投票区においても、多いところで約4,000人、少ないところで約200人と、開きがあります。 しかしながら、前述のとおり、岡山土地改良区を投票所とする区域については見直すことといたします。
4	船木自治ハウスを投票所として廃止することとなっているが、何の問題があるのか。駐車場も十分であり、バリアフリーの面も対応できており、岡山土地改良区と大差ない。船木自治ハウスは船木町、山の手、南津田町の投票所として残り、岡山土地改良区へは小船木町、新栄町、小舟木エコ村の投票所とすることを提案する。 同意見 他1件	ご意見を踏まえ、船木自治ハウス及び岡山土地改良区を投票所とする区域については再度検討いたします。

<p>5 船木町、山の手、南津田町からしてみれば、投票所として船木自治ハウスを廃止し、岡山土地改良区に変更することは、遠方になり不便になるから反対である。身体の不自由な人や高齢者は投票するなというのか。</p> <p>同意見 他2件</p>	<p>距離だけで投票区を検討するものではありませんが、総合的に判断し、既述のとおり、船木自治ハウス及び岡山土地改良区を投票所とする区域については再度検討いたします。</p>
<p>6 投票所として加茂町自治会館を廃止し、岡山ふれあいセンターに変更することについて、バリアフリー化の観点からは同センターは適切であると思うが、身近さが損なわれると思う。車イスで投票に行く人であっても、自動車で移動できる者にとっては便利になるが、自動車が使えない者にとっては徒歩で行ける自治会館の方が便利でありたい。自動車が使えない交通弱者への配慮も考慮していただきたい。</p>	<p>投票所として加茂町自治会館が廃止となることで、加茂町の方にとっては距離的にご不便をおかけしますが、岡山ふれあいセンターも岡山学区のコミュニティとして重要な施設であり、身近に感じていただきたいところではございます。</p> <p>ご意見のとおり、確かに個人々人でどちらが便利であるかということには差異があるかと存じますが、自動車が使えない方には、料金はかかりますが公共交通機関としての市民バス(あかこんバス)をご利用いただくか、あるいは民間事業者によるノンステップバスをご利用いただくことにより、市役所での期日前投票も選択肢になるかと存じます。</p>
<p>7 牧町の投票所を岡山ふれあいセンターに移すとなると、これまで徒歩で投票所に足を運んでいた多くの高齢者は、自宅から2km以上の距離を歩かねばならず、かなりの負担(バリア)となり、そのことで投票率の低下を招かないか懸念する。投票所までの道のりそのものがバリアになっては本末転倒ではないか。</p> <p>同意見 他3件</p>	<p>投票所までの距離が遠くなることについては、確かにバリアとも考えられますが、公共交通機関をご利用いただくなどの方法により、できるだけバリアとならないよう努めているところです。</p> <p>なお、ご意見いただいた投票率の低下に対する懸念については、選挙啓発を推進することで対応したいと考えています。</p>

③ 金田学区における投票区に対するご意見

No.	ご意見	回答(検討委員会の考え)
1	<p>以下の理由により、若葉町自治会館を投票所として存続するよう強く要望する。</p> <p>(1)若葉町自治会館は、次のとおり、投票所として適している。</p> <p>①有権者数が1,223人であり目標に合致、②公共的施設、③冷暖房完備、④投票スペースの確保が可能、⑤バリアフリー、⑥投票に行きやすい環境</p> <p>(2)若葉町からサン・ビレッジ近江八幡投票所に至る経路は、生活道路とはいえず、十分に整備がされておらず、安全面が危惧される。</p> <p>①車道は単線で、場所によっては路側帯(歩道)がない</p> <p>②信号機がない</p> <p>(3)若葉町は65歳以上の高齢者が40%近くをしめており、投票所が遠くなることで投票率の低下が危惧される。</p>	<p>若葉町自治会館投票所については、駐車場が十分でないこと、またサン・ビレッジ近江八幡への距離が約1kmであり、同じ小学校区であることから、案を作成したものです。</p> <p>ご意見のとおり、若葉町からサン・ビレッジ近江八幡までの間、路側帯や信号機が設置されていない箇所もございますが、道路を渡る際は横断歩道がありますので、恐縮ですがそちらをご利用いただきたいと思います。</p> <p>なお、ご意見の投票率の低下に対する懸念については、選挙啓発を推進することで対応したいと考えています。</p>

④ 北里学区における投票区に対するご意見

No.	ご意見	回答(検討委員会の考え)
1	<p>佐波江町会議所を投票所として廃止し野村町集落センターに統合することについて、佐波江町にとっては現在の投票所から約2.7kmも遠方となり、徒歩で投票に行くことが困難になる。高齢者をはじめ、投票に行きたくても行くことができない人たちが増えることとなるので、民主主義の基本である投票権・選挙権を奪う結果になると危惧する。佐波江町は有権者数が市域で最も少ない地域であるが、孤立した遠隔地という特殊な地域性に配慮してほしい。</p>	<p>投票所として佐波江町会議所を廃止することで、佐波江町の方にとっては距離的にご不便をおかけすることとなり、徒歩では困難になるかと考えられます。</p> <p>しかしながら、ご不便をおかけしますが、自転車や自家用車で投票所へお越しいただくか、あかこんバスの利用で期日前投票をしていただくこともお考えいただけますようお願いいたします。</p> <p>なお、ご意見にあります「投票権を奪う」ということにはならないものと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>

⑤ 老蘇学区における投票区に対するご意見

No.	ご意見	回答(検討委員会の考え)
1	<p>内野投票所の存続を要望する。内野は高齢化が進んでおり、投票所が老蘇コミュニティセンターになれば距離的に遠くなり、公共交通機関も無く、歩いて投票に行く事が困難となる。期日前投票制度もあるが、そこまで行く送迎の手段がなく、選挙権を行使したくても出来ない人が増加するのではないかと危惧する。期日前投票期間中に一定期間内野地区内で投票できるように検討してほしい。</p> <p>同意見 他2件</p>	<p>投票所として内野会議所を廃止を行うことで、距離的にご不便をおかけすることとなります。ご家族のおられる方は車での送迎が可能ですが、ご意見のとおり高齢社会における核家族となると困難かと存じます。しかしながら、自転車では移動可能であり、料金の負担は発生しますがあかこんバスの利用により期日前投票も可能ですので、高齢者の方にとってはご不便をおかけいたしますが、ご理解をお願いいたします。</p>

⑥ 再編(案)そのものに対するご意見		
No.	ご意見	回答(検討委員会の考え)
1	投票区の削減による効果として 投票立会人の人件費削減があげられるかもしれないが、国政選挙であれば国から、県知事及び県議選であれば県から費用が補てんされるので、市の財政としては影響なく、単に住民サービスが低下することしか残らないのではないかと。	国政選挙等では確かに国から委託金を受け取りますが、全ての経費を賄えているわけではなく、いわゆる赤字となっています。このことから住民サービスをできるだけ低下させず、しかし財政負担を軽減したいとも考えているところですので、ご理解をお願いします。
2	投票区を再編するのであれば、町や地区という枠を超え、一般的に多くの人が往来する商業施設や総合病院などに投票所を設ける必要があるのではないかと。そのために、ITを駆使するだけでなく、マイナンバーを有効に活用していく事も検討すべきではないかと。	「一般的に多くの人が往来する商業施設や総合病院などに投票所を設ける必要がある」とのご意見については、個人情報保護や二重投票防止等の観点、また期日前投票管理システム運用のための専用回線設置の必要性などの課題もございますので、これらを踏まえて、国会で議論されている内容も慎重に確認し、今後検討していく必要があると考えております。マイナンバーの活用については、個人番号カードのICチップの利用のことで受け止めさせていただきましたが、国及び他市町村の動向を参考にし、今後必要に応じて検討すべきものと考えます。なお、個人番号自体の利用となりますと、法律で税・福祉・災害対策の3分野に限定されており、選挙は対象外となりますので利用できない旨を申し添えます。
3	再編は非常に良い事だと思う。お年寄りが投票しに行くのが難しくなるとい意見もあるが、市政に興味があり意見のある人であれば、少し遠くになっても投票に行くであろうし、何より市の財政を考えると一刻も早く再編するべきである。借金は子供や孫達の世代が払っていかねばならないので、削減していくべき。	今回の投票区再編は財政状況のみを鑑みて実施したものではありませんが、ご意見のとおり削減できるものもございます。
4	近江八幡市投票区再編検討委員会における議論の過程を公表し、その内容を具体的に示すべきである。仮に公表されているのなら、その在処も記載すべきである。	投票区再編検討委員会は、パブリックコメント実施までに計3回開催しております。(現在は第4回まで開催済。)会議記録につきましては、本市情報公開コーナー及びホームページに掲載させていただきます。また、「近江八幡市投票区再編について」で今回の再編趣旨等を記載しており、情報公開請求の手続きを経て写しをお渡しすることが可能です(A4・1枚につき10円をご負担いただきます)。
5	今回示された再編案は、再編の理由や考え方が欠如した構成となっているので、投票所の廃止等の理由を明確に記載すべきである。	パブリックコメントの資料にはありませんでしたので、この場でお示しさせていただきます。考え方につきましては、「近江八幡市投票区再編について」に趣旨を記載しておりますので、以下にその抜粋をお示しいたします。 選挙権は、基本的な権利で、選挙は、最も重要な政治参加の機会であるとともに民主主義の根幹をなすものであるといわれています。 その政治参加をさらに進めるには、有権者の皆さんから投票に行きやすい環境を整えることが求められています。 近江八幡市では、合併後も旧市町の体制を引き継いで選挙の管理執行を行っているため、投票区ごとの有権者数や近接する投票所との距離など、有権者数の規模や投票所の配置のバランスが取れていない状況です。さらに、投票時間が長時間にわたることから投票管理者や投票立会人の選任が容易ではなく、定員適正化計画に基づく職員数も減少する中で投票事務従事者の確保も難しくなっているのが現状です。投票所施設については、老朽化が進む施設やバリアフリーに対応できていない施設、狭隘で駐車場の無い施設もあります。また、衆・参同日選に対応できない施設が多数あります。投票所施設の条件により、有権者にとって投票しやすい環境とはいえない状況です。 このように、行財政改革により職員数が減少し、必要な事務従事者の確保が困難になってきていることや、選挙執行経費が削減されるなど一層の経費削減が求められており、投票区の再編による選挙事務の適正化は喫緊の課題となっています。 そこで、近江八幡市投票区再編検討委員会を設置し、投票にかかる環境整備の一環として「身近さ」と「バリアフリー」をキーワードに投票区再編を検討してきたものであります。
6	パブリックコメント実施要項の冒頭に現在の状況が示されているが、その最初に「有権者数の規模」が出てくるので、数の大小が優先されるような印象を受ける。今回の見直しの場合、誰もが投票権を行使しやすい環境であることが最も優先されるべき事項であるので、そのように修正してはどうか。	「有権者数の規模」については、数の大小で投票所を設置すべきかを検討したわけではなく、投票区における有権者数の違いの現状を表現した文言ですのでご理解をお願いします。

<p>7 高齢者の移動手段を確保するため、期日前投票に市役所へ行く場合は市民バス(あかこんバス)を無料とする、あるいは投票日当日に投票所までの無料送迎バスを運行するなど、工夫も併せて検討するべきである。更に、巡回期日前投票所などの試みも併せて検討してみたいか。</p> <p>同意見 他1件</p>	<p>ご提案いただいた期日前投票の際のあかこんバス無料化については、自家用車で投票所に来る方もおられることから、その方の費用を考えますと、公平性の観点からいたしかねます。また無料送迎バスについても同様です。巡回期日前投票所については、期日前投票管理システム運用のための専用回線設置など課題もございますので、まずそのことについての検討が必要と考えます。今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>8 投票日にあかこんバスを運行し、どの投票所でも投票できるようにしてほしい。</p>	<p>どの投票所でも投票できるようにしてほしいというご意見については、既述の巡回投票所と同様、二重投票防止等の観点から投票管理システム運用のための専用回線を設置しなければならないなど、課題も多々ございますので、慎重に検討していく必要があり、今後の検討課題と考えております。なお、投票日のあかこんバス無料化については、既述のとおり公平性の観点からいたしかねますのでご理解をお願いします。</p>
<p>9 ますます高齢化が進むことが目に見えている現状に対して、逆に投票所をもっと増やし、できれば各自治会に1か所ずつ投票所を設けるべきである。また、投票所となる自治会館等に対してバリアフリー化のための補助金を出すなど、積極的な行政を懇願する。</p> <p>同意見 他2件</p>	<p>ご意見いただいた「自治会に1か所ずつ投票所を設ける」ことにつきましては、高齢社会における理想とも言えるかもしれませんが、それに対応できる職員や地元立会人の確保を検討しますと現実的ではなく、現状の投票区を維持することですら難しい状況にあることをご理解願います。また、バリアフリー化に対する補助金についても、バリアフリー化とともに投票所としての活用が前提と考えると、先述の人員確保という問題から困難と考えております。</p>
<p>10 「公平な投票環境」の定義を明確にされたい。</p>	<p>今回の再編は、「公平な投票環境」ではなく、投票に行きやすい環境を整えることが求められていることや、投票区ごとの有権者数や近接する投票所との距離、投票管理者や投票立会人などの負担、市職員の減少など総合的に検討する必要があり、再編案を考えているものです。公平な投票環境とは、誰もが投票でき、その投票所への距離等も総じてほぼ変わらない状況をいうものと考えます。このような投票環境を整えることができれば良いのですが、既述の課題を鑑みると困難な状況にあるのもまた現実であります。</p>
<p>11 学区単位や人口単位を再編の基準にしたいのか。人口密度や地形をどう評価するか。</p>	<p>これまで、学区を超えた投票所に行かれている方から、身近な施設ではないとのご意見を頂戴してきました。このことから学区単位を基準にすることは適正と考えています。また人口単位や密度、地形については、投票所や駐車場のスペースなどを検討することから必要になっていきますので、ご理解をお願いします。</p>
<p>12 再編の適用時期について、今後再度新区割り案を公表し、意見を募って半年ほど後決定するか、又は新区割り案で一回選挙を実施し、もう一度区割り案を再検討するなど、慎重な姿勢を望む。</p>	<p>これまで、投票区の再編・投票所の決定及び告示を3月中に行い、平成28年7月の参議院議員通常選挙から実施する予定をしておりましたが、今回のパブリックコメントに提出されたご意見を受けて区割りの一部変更を検討することもあり、今後の進め方についても有権者への周知を含め再検討が必要かと考えます。実際の適用時期及び進め方については、別途選挙管理委員会で検討されることとなります。</p>
<p>13 交通弱者の投票する権利を奪う再編に反対する。高齢者などの交通弱者は投票所が遠くなることで投票に行けなくなってしまう可能性があるが、今回の再編案は合理化のためにそれらの人たちの投票する権利を奪うものである。その結果として、投票率が落ちるのではないか。投票率が落ちようが市の財政が潤えばいいのか。有権者数の規模のバランスを考えるのであれば、バランスをとるために、新たに投票所をもうけて有権者の利便性を上げるのが筋だと考える。</p>	<p>高齢の方にとって、距離が遠くなることで不便になるであろうことは承知しておりますが、このことにより直ちに投票する権利を奪うものではないと考えております。また、「投票率が落ちようが市の財政が潤えばいい」とは考えておらず、ご意見の投票率の低下に対する懸念については、選挙啓発を推進することで対応するとともに、市の財政負担については少しでも軽減したいと考えております。有権者数の規模、バランスについては、できるだけ1投票区あたり2,000人以内に近づけたいと考えており、従前の45投票所にさらに追加して新たに投票所を設けることは考えておりません。</p>
<p>14 近江八幡市の投票所では全部の事務を市の職員が行っているが、すでに草津市ではボランティアを募集して一部の事務を行ってもらっている。責任者として投票管理者は市の職員でなければいけないと思うが、チェックを行ったり、投票券を渡したりするのは、研修を受けた非常勤職員で十分ではないか。業者委託するなど、頭を使えば費用は削減できる。</p> <p>同意見 他1件</p>	<p>ご意見にある草津市におけるボランティアについては、同市に確認しましたところ、業者に委託しているとのことボランティアではありませんでした。本市におきましても、期日前投票では既に業者に一部の事務を委託し実施しているところです。今後、各投票所においても業者委託による実施が可能か、必要に応じて検討すべきものと考えます。</p>

15	電子投票システムの導入は検討できないか。	電子投票は地方議員又は長の選挙で認められておりますが、実施後やめた市もあり、先例の研究を行う必要があると考えます。また、実施するには条例の制定が必要となります。
16	市内の投票区を45か所から35か所に減らす具体的理由は何か。減らすことで投票率がどれだけ向上するのか。	<p>パブリックコメントの資料にはありませんが、既述のとおり「近江八幡市投票区再編について」に、具体的理由を記載しておりますので、次にお示しいたします。なお、投票率の向上とは別の問題と考えております。</p> <p>以下、その抜粋です。</p> <p>選挙権は、基本的な権利で、選挙は、最も重要な政治参加の機会であるとともに民主主義の根幹をなすものであるといわれています。その政治参加をさらに進めるには、有権者の皆さんから投票に行きやすい環境を整えることが求められています。</p> <p>近江八幡市では、合併後も旧市町の体制を引き継いで選挙の管理執行を行っているため、投票区ごとの有権者数や近接する投票所との距離など、有権者数の規模や投票所の配置のバランスが取れていない状況です。さらに、投票時間が長時間にわたることから投票管理者や投票立会人の選任が容易ではなく、定員適正化計画に基づく職員数も減少する中で投票事務従事者の確保も難しくなっているのが現状です。投票所施設については、老朽化が進む施設やバリアフリーに対応できていない施設、狭隘で駐車場の無い施設もあります。また、衆・参同日選に対応できない施設が多数あります。投票所施設の条件により、有権者にとって投票しやすい環境とはいえない状況です。</p> <p>このように、行財政改革により職員数が減少する中で、必要な事務従事者の確保が困難になってきていることや、選挙執行経費が削減されるなど一層の経費削減が求められており、投票区の再編による選挙事務の適正化は喫緊の課題となっています。</p> <p>そこで、近江八幡市投票区再編検討委員会を設置し、投票にかかる環境整備の一環として「身近さ」と「バリアフリー」をキーワードに投票区再編を検討してきたところであります。</p>
17	全市民の意見を聞いての決定か。せめて自治会館等に出向いて説明会を開いて意見の集約をお願いしたい。	<p>全市民の意見を聴くことは現実的に難しいため、今回のようにパブリックコメントを実施しております。</p> <p>「パブリックコメント」とは、市の政策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画等の案の趣旨等を市民に公表し、これらについて提出された市民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表することで、市民の意見を市の政策に反映させる機会を確保する手続きです。全市民の意見を聴くことにはなりません。市民の意見を考慮して市の政策に反映させることをもって意見の集約をしたいと考えております。</p> <p>従いまして、自治会館等に出向くことは考えておりません。</p>
18	経費削減については、再編によるのではなく、選挙管理委員会全体の経費の中で検討すべき。	<p>今回の投票区再編は財政状況のみを鑑みて実施したものではありませんので、ご理解いただきたいと思っております。</p> <p>なお、経費削減については、選挙管理委員会として日々業務の中で意識し取り組んでいるところです。</p>
19	再編は重要な問題であるが、市長や市議会議員等は承知しているのか。議会に提案され、議論されたのかを確認したい。	<p>選挙管理委員会は、地方自治法上独立した機関であり、検討委員会は第三者機関となります。しかし、一方で、今回の投票区再編については市民への影響が大きいことから、市長及び市議会議員に対しまして、パブリックコメント実施前に説明をさせていただいたところであります。</p>
20	再編の理由が身近さとバリアフリーとなっているが、すべての人の便利さを考えると、今のままで良いのではないか。現状の各投票施設が便利になるよう対策を考える方が先なのではないか。バリアフリーの問題であれば、スロープ等の福祉用具を利用したり、踏み台や椅子を用意したりすれば、どこでも利用可能なのでは。	<p>個々の投票施設のバリアフリー対応も重要ですが、市全体として、投票区ごとの有権者数や近接する投票所との距離などのバランスが取れていない状況や、職員及び立会人の確保が困難である状況等を鑑みての再編案となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

⑦ パブリックコメントそのものに対するご意見		
No.	ご意見	回答(検討委員会の考え)
1	今回のパブリックコメントは、余りにも告示日が遅く締め切りが早く、とても市民の意見が反映されるとは思われない。資料の公表場所も少なく市民不在の行政行動である。「市民の為の行政」とは何か解っているのか。もう少し市民目線で再編案を示すべき。	今回のパブリックコメントについては、平成28年1月19日に本市ホームページに掲載するとともに、広報2月号にてお知らせいたしました。ご意見のとおり期間を短く感じられた方もおられるかもしれませんが、その点につきましてはお詫びを申し上げます。その中で貴重なご意見をいただき、感謝しております。 今回の投票区再編案で、投票所が従前に比べ遠方となる有権者の方々や、安全面を危惧することとなられる有権者の方々にとっては、「市民目線の行政」「市民の為の行政」と映らないことがあるかもしれませんが、投票管理者や投票立会人の負担軽減、バリアフリー対応のための施設変更等、改善点もあることについてはご理解をお願いいたします。
2	パブリックコメントについて、意見を提出できるのは「個人」とあるが、なぜ団体名では駄目なのか。個人の意見では行政は動かないように思う。是非とも市民の期待を裏切らないよう行動をお願いする。	今回のパブリックコメントは、内容が「投票区の再編」であり、「投票」という行動が個人を対象としたものであることから、団体名ではなく個人名に限らせていただいたものです。 なお、今回のパブリックコメント期間中にいただいたご意見は、いずれも貴重なご意見と受け止め、慎重に検討をさせていただくことに当初から変わりがありません。
3	市の広報で回答をお願いしたい。	実施要項のとおり、市ホームページ、情報公開コーナー及び選挙管理委員会事務局にて、パブリックコメントの回答を公表します。本質問内容も同様とし、広報に掲載する予定はありません。
4	どうすれば投票率を低下させることなく多くの有権者が投票所に足を運びやすくなるのか、ということをもっと重視して、投票区を決定していただくよう要望する。	今回の再編の考え方は既述の「近江八幡市投票区再編について」とおりましたが、いただいたご意見は参考意見として承ります。